

独立行政法人国立青少年教育振興機構の中期計画

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定により、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

(基本方針)

機構は、我が国の人づくりの根幹となる青少年教育に関して先導的な役割を果たすことに機構の社会的意義を求め、その実現のため、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成のための不断の取組を通じて、我が国の青少年教育の普及促進の中核的なナショナルセンターとなることを目指す。

学校や青少年教育関係団体等を取り巻く環境や家庭環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症による社会の大きな変化等により、青少年の体験機会そのものが減少し、併せて、デジタル社会の急速かつ不可逆的な進展により「リアル」と「バーチャル」の境が一層低くなり、青少年を取り巻く環境は更に急速かつ大きく変化していくと考えられる。また、近年は教育関係者のみならず、民間団体・企業等が社会貢献活動の一環として実施する青少年の体験活動等も活発化しており、青少年教育自体やその担い手も多様化している。機構は、このような環境変化の中で、青少年教育に関わる多様な関係者を先導する役割が引き続き強く求められ、特に教育格差の問題が指摘される中では、家庭の経済状況にかかわらず、青少年が安心して多様な体験ができる場や機会を持続的かつ安定的に確保していくことが機構の重要な役割である。

こうした状況を踏まえ、「体験活動は人づくりの“原点”」であるという認識の下、全ての青少年が体験活動を通じて健全に成長できる機会を得られるように、青少年教育指導者の育成に関する事業に強力に取り組むとともに、機構自体が青少年教育の専門家集団となるため、内部人材の計画的な育成に重点的に取り組む。また、ナショナルセンターとして求められる先駆的な事業の開発・普及、多様な背景を持つ青少年を支援する事業やグローバル人材の育成を見据えた国際交流事業を実施するとともに、機構と青少年教育団体相互間の連携促進、青少年教育団体への助成金の交付等の事業を実施する。併せて、これらの事業の基盤となる調査研究を充実させるとともに、体験活動の場や機会の意図的・計画的・持続的な創出のため、国立青少年教育施設（以下「国立施設」という。）の管理運営を行う。

事業の実施に当たっては、自らの取組を「点」で実施することのみならず、青少年教育の更なる発展に向けて「面」での活性化をけん引する役割が求められている。このため、青少年教育の普及促進を実際に担う青少年教育指導者の育成に特に注力するとともに、公立青少年教育施設・青少年教育団体・企業等（以下「青少年教育団体等」という。）、青少年教育指導者及び青少年教育関係者等の多様な主体が、持続的かつ安定的に質の高い取組

を推進できるように、多様な主体のネットワークの構築や多様な主体に向けた機構からの情報発信の強化等に取り組むことが必要である。誰もが、いつでも良質な体験等に触れることができるよう、機構が中心となって、「利用者」と「提供者」を結び付ける仕組みの構築、「指導者」、「提供者」及び「中間支援組織」同士の連携が促進できる仕組みの構築等により、青少年教育全体の充実を図る。

また、機構がナショナルセンターとしての役割・機能を持続的に発揮し、その社会的意義を実現するためには、「機構の実施する教育事業・研修事業」や「施設の立地や機能」、「職員の利用者対応」等に関する青少年を中心とする利用者の体験価値を高め、利用者が何度でも体験したい、知人や友人に利用を勧めたいと思う施設になることが極めて重要である。こうした観点から、青少年を中心とする利用者とのコミュニケーションを更に重視し、満足度調査やインタビュー調査等を通じて、利用者のニーズを把握し、社会の要請や利用者の期待等を反映した事業やサービスを提供することに積極的に取り組む。

一方で、施設・設備の老朽化や、少子化の影響などによる施設利用率の低下は、機構の健全な経営の持続性の確保の観点からは極めて深刻な状況となっている。これらの喫緊の課題に対応するため、令和7年8月に報告された「国立青少年教育施設の振興方策について」（国立青少年教育施設の振興方策に関する検討会）を踏まえ、国立施設の数・規模や宿泊定員等の見直し、機能の適正化や再編（統廃合を含む。以下同じ。）を図り、経営資源の戦略的な分配に基づいた持続的な経営を実現することを重点課題として位置付ける。その際、DXを活用した経営変革を積極的に進めるとともに、業務プロセスを抜本的に見直すことで、客観的な事実に基づいた戦略的な経営を実現し、さらに利用者の体験価値の向上等の重要な経営目標を達成する。

併せて、こうした重点課題への取組を着実に実行していくために、役職員一人一人が、機構は何のために存在するのかという社会的意義や存在価値について適切に理解・認識し、行動することを最大限に尊重する組織風土・文化を醸成する。これにより、組織の健全なガバナンスを実現し、ナショナルセンターとして果たすべき役割を時代の要請に応じて改めて明確化し、組織全体が同じ方向に向かって新たな歩みを進めていく。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進

(1) 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、資質・能力の高い指導者を養成することが必要不可欠である。このため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図り、人づくり・つながりづくり・地域づくりの実現に向けて、体系的な講習プログラムを開発し、青少年教育指導者等を対象に提供する事業を計画的に実

施する。当該講習プログラムの受講を通じて青少年教育指導者等の資質・能力を向上させ、体験活動の質の向上に取り組む。

①青少年教育指導者等の養成体系の構築

青少年教育指導者等の資質・能力の向上を目的として、国立施設の指導者に加え、青少年教育団体等の指導者等を対象にした養成体系及び講習プログラムを構築する。

その際、これまで青少年教育研究センターが実施した調査研究や、機構が実施した指導者養成事業の成果、現代の青少年が抱える複雑化・多様化する課題を踏まえ、前中期目標期間で実施した基礎的・専門的な青少年教育指導者養成事業の検証結果を生かして指導スキルやコーチングスキルの向上、事業企画・運営・評価能力の向上、ICTや探究活動との効果的な連携等の観点を取り入れた講習プログラムを検討する。

養成体系及び講習プログラムの構築に当たっては、外部有識者等の意見も踏まえつつ、養成する青少年教育指導者像を明確化し、期待される役割に必要な資質・能力を整理する。加えて、青少年教育のボランティアをはじめ指導補助を担う青少年教育サポーター（仮称）、教育プログラムの企画立案、提供、評価までを総合的に行うことが可能な青少年教育エデュケーター（仮称）、青少年教育コーディネーター（仮称）の育成方針等をまとめ、オンラインやオンデマンドを含む講義・演習・実技・実習のカリキュラム等を開発し、一定のブロックごとに講習プログラムを実施する。

また、講習プログラム受講の有効性について、有識者の意見も踏まえた調査により把握し、内容・運用などに関して必要な改善を図りながら質の高い講習プログラムを実施する。

併せて、これまで実施してきた、官民共同の指導者認定制度である自然体験活動指導者養成事業、体験活動安全管理研修事業、学校教員を対象とした研修等についても、関係団体と連携しながら継続して実施するとともに、講習プログラムの構築に当たっては、これらの内容や成果を踏まえて体系化を進める。

主な取組	内容・プロセス等
青少年教育指導者等を対象にした養成体系の構築及び講習プログラムの実施	・令和8年度から令和9年度にかけて、青少年教育サポーター（仮称）、エデュケーター（仮称）及びコーディネーター（仮称）の講習プログラムのカリキュラムの策定・教材開発、試行事業の実施・検証 ・令和10年度から講習プログラムの本格実施
講習プログラム受講者へのアンケート調査による満足度等の把握及び結果を	・令和8年度から全ての受講者へ満足度調査の実施

踏まえた改善	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度から令和9年度にかけて、有識者の意見を踏まえ、講習プログラムの有効性調査の実施方法を検討 ・令和10年度から有効性調査を実施
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進

絵本に関する専門知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士の養成に係る体制を強化するため、絵本専門士養成講座では、会場を増やして受講枠の拡大を図るとともに、認定絵本土養成講座開設機関への発信強化やウェブサイトの充実を図ることで、認定絵本土から絵本専門士への認定試験受験者を増加させる。併せて、絵本専門士が図書館や書店、出版社等の関係機関・団体と連携し、それらの関係機関・団体の理解と協力を得て、活動機会の充実に資するネットワークの構築や、様々な団体との協働による活動の実施などの取組を推進する。

また、認定絵本土養成講座を受講する社会人の受入拡大を目的として、大学・専門学校等での講義のオンライン・オンデマンド実施を可能とする教材の作成・普及等に取り組み、当該機関による社会人の積極的受入を支援する。

主な取組	内容・プロセス等
絵本専門士養成講座の増加（東京・大阪2会場開講）	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本専門士を令和8年度から毎年度、 東京会場：70人×5年 大阪会場：35人×5年 ・認定絵本土から絵本専門士の認定を中期目標の最終年度までに50人
図書館や書店、出版社、読書活動関係団体と連携したネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本専門士と図書館や書店、出版社、読書活動関係団体が連携した読書活動推進に関するフォーラムの実施や関連する情報のウェブサイトでの発信などを通じてネットワークを構築
認定絵本土養成講座における講義のオンライン・オンデマンド実施に向けた教材開発	<ul style="list-style-type: none"> ・令和10年度までにオンデマンド、オンラインでの講義実施に向けた教材開発、試行事業の実施・検証 ・中期目標期間中にオンデマンド、オンライン講義の導入・実施 ・中期目標期間中に開発したオンライン・オンデマンド教材の満足度調査の実施と運用も含めた必要な改善

③青少年教育指導者等のサポート人材の養成・研修の推進

機構が実施する教育プログラムや研修活動プログラム（以下「教育プログラム等」という。）の運営支援及び全国の青少年教育団体等の取組支援を担う、ボランティアをはじめとした青少年教育サポーター（仮称）を機構本部（以下「本部」という。）及び各国立施設において養成する。

また、青少年教育サポーター（仮称）の活動機会の増加・拡充を図るために、国立施設や青少年教育団体等での活動機会の提供、自主企画事業の推進、青少年教育サポーター（仮称）同士の交流、スキルアップやつながりづくりを目的とした研修等を実施する。また、本部において機構全体の青少年教育サポーター（仮称）等の育成・活用の方針を策定し、それを踏まえ各国立施設において「サポーター育成・活用ビジョン（仮称）」を策定し、青少年教育サポーター（仮称）の支援の充実を図る。

主な取組	内容・プロセス等
青少年教育サポーター（仮称）養成の実施	<ul style="list-style-type: none">・毎年度、法人ボランティア養成の実施・令和9年度までに法人ボランティア養成事業のカリキュラムをもとに、青少年教育サポーター（仮称）のカリキュラムを策定し、オンデマンド教材を作成。それをもとに試行事業の実施・検証・令和10年度から青少年教育サポーター（仮称）養成の本格実施
青少年教育サポーター（仮称）の支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・令和9年度までに本部において全体方針を策定・令和9年度までに各国立施設において「サポーター育成・活用ビジョン（仮称）」を策定し、令和10年度から支援の充実

(2) ナショナルセンターとして必要な体験活動等の充実

①先駆的事業の開発及び普及等

本部が策定する教育事業等方針を踏まえ、青少年教育研究センターや大学、関係機関等と連携しつつ、実践的な研究を通じて教育的効果が高い先駆的事業を開発する。その際、先駆的な取組として、社会の課題等に対応し、他の青少年教育団体等の先駆けとなることを目指して、青少年の発達段階に応じた探究プログラムや学校の教科等と関連付けた探究的な学びにつながる教育プログラム等を整備・充実する。

併せて、開発した先駆的な教育プログラム等や、当該プログラムの指導方法・指導技

術をはじめとしたノウハウ等について、国立施設内での普及を図る。さらに、全国的なフォーラム、研修会や指導者養成事業等を通じて、青少年教育団体等に対してノウハウ等を発信・共有し、実際の活用や導入までの伴走支援を行い、普及（実際の活用・導入、実施）する。その際、本部は、開発・普及、伴走支援、教材整備、評価等の一連の取組に関する進捗状況を計画的に確認する。

また、これまで国立施設で実施してきた自然体験や読書活動に親しむ教育プログラム、防災・減災やESDに対応した教育プログラム、地域の実情を踏まえた特色ある研修活動プログラム、アドベンチャー教育や環境学習、探究の考え方を取り入れた研修活動プログラム等を提供するとともに、これらの指導方法・指導技術をはじめとしたノウハウ、教材、指導案、評価方法等について、国立青少年交流の家及び国立青少年自然の家（以下「地方施設」という。）において青少年教育団体等に発信・提供し、普及する。これらの取組の確実な普及に向けて、本部において、全体の進捗状況管理、中期目標期間中の中間評価、最終年度に向けた全体評価を実施する。

主な取組	内容・プロセス等
先駆的事業の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度の第1四半期に本部において先駆的事業の開発・普及方針の策定 ・令和8年度の第2～3四半期で開発し、第4四半期に試行事業を開始 ・令和9年度までに開発の完了
先駆的事業の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・令和9年度までに国立施設内への普及 ・令和10年度から青少年教育団体等へ伴走支援・普及
教育プログラム等の提供・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、教育プログラム等の提供 ・令和8年度中に教育プログラム等のノウハウ、教材、評価法等を整理 ・令和9年度から青少年教育団体等に発信、伴走支援を実施し、各地方施設において毎年度3団体程度に普及 ・令和10年度中に普及教材を作成

②多様な背景を持つ青少年を支援する事業の推進

児童養護施設やひとり親家庭など、家庭の経済的状況に多様な背景を持つ青少年のほか、不登校やインターネット等の長時間利用等の多様な背景を持つ青少年、更に発達障害、身体障害等により特別な配慮を必要とする青少年を対象とする体験活動事業を

実施する。これらの青少年に対し、心理面（自信・自己肯定感等）、社会面（人間関係・集団適応等）、健康面（生活習慣・メンタルヘルス等）を含む包括的な支援を行うため、自然体験や読書活動、スポーツ体験、文化体験などの事業を各国立施設で実施する。併せて、本部において、これらの取組事例を定期的に調査・収集し、事例集としてとりまとめる。また、機構が実施する研修会やフォーラム等で紹介し、取組事例の有用性や効果的な教育プログラム等の普及を促進する。

主な取組	内容・プロセス等
多様な背景を持つ青少年を支援する事業の実施及び取組事例集の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度から関係機関と連携した事業の企画・実施 ・令和10年度までに事例集の作成 ・令和10年度から研修会やフォーラム等での普及促進

③青少年の体験活動等の普及・啓発

青少年の自立に向けた健全育成を推進するため、非日常的な環境における自然体験及び集団宿泊体験等をはじめとした多様な活動に加え、地域・家庭・学校等における日常的な体験活動や読書活動を通じた学ぶ機会の充実を図るとともに、基本的な生活習慣の確立に資する体験活動等の普及・啓発を強化する。

(ア)「体験の風をおこそう」運動の推進

青少年の健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く社会や教育機関、家庭に伝え、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年教育団体等と連携して、全国的なフォーラムや多様な体験活動を提供する普及啓発事業を実施し、「体験の風をおこそう」運動を推進する。

また、本部ではこれまでの社会課題の解決につながるような活動実績や、青少年に関する調査結果等を検証し、「体験の風をおこそう」運動推進委員会を中心に、自治体、青少年教育団体等との対話を通じて体験の社会的価値の可視化を図り、行政・教員・保護者向けの普及啓発資料などの作成、講演、ウェブサイトやSNSを含めた発信を行う。併せて、子どもゆめ基金の助成事業を活用し、地域において体験活動を提供する青少年教育団体等を通じて、地域の子供や保護者に対して、体験活動の意義や成長への効果について発信を行う。これらにより、体験活動が青少年の健やかな成長や社会性の育成に資するものであるとの認識が、家庭や地域、関係機関等に共有され、青少年の体験活動が社会全体で継続的に支えられ、次世代へと引き継がれていく環境が形成されるという社会的価値を創造する「体験の風をおこ

そう」運動を推進することで、体験活動への参加が社会全体に広がる仕組みを構築する。

地方施設においては、「体験の風をおこそう」運動を着実に推進するため、地域の青少年教育団体等に加え、都道府県、市町村及び社会教育施設等が参画するネットワークを構築し、体験活動の重要性に関する普及啓発資料を用いた情報発信を行うとともに、青少年の健やかな成長に必要となる体験活動の企画・実施や、地域行事等と連携した体験活動の提供を推進する。併せて、保護者や地域住民に対して体験活動の意義や効果を伝える取組を展開することにより、体験活動の重要性が地域全体に理解・共有され、体験活動への参加が継続的に広がる環境の形成を図る。

(イ)「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

子供たちの健やかな成長を促していくためには適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠など、基本的な生活習慣の確立が大切であり、急速なデジタル化を迎えている現代であることなどを踏まえ新たな社会的課題に対する視点を取り入れながら継続的に取り組む。

このため、引き続き『「早寝早起き朝ごはん」全国協議会』（以下「全国協議会」という。）と連携して、「早寝早起き朝ごはん」国民運動に取り組み、全国協議会が作成する普及啓発資料を活用し、全国の幼稚園・保育所、小・中・高等学校等や自治体、全国協議会の推進会員を中心に、全国的に本運動を推進する。

地方施設においては、全国協議会が作成する普及啓発資料を活用し、学校や地域行事、体験活動の実施に併せて、保護者や地域住民に対し基本的な生活習慣の意義や効果を分かりやすく伝える取組を展開することにより、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の重要性が地域全体に理解・共有され、子供たちの基本的な生活習慣の確立が図られるよう努める。

主な取組	内容・プロセス等
新たな広報資料の作成	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度から「体験の風をおこそう」運動と「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させ、対象に応じた広報資料を作成
普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度から本部や各国立施設で実施する教育プログラム等において、「体験の風をおこそう」運動と「早寝早起き朝ごはん」国民運動の広報資料等を使って保護者や地域住民に対して体験活動や基本的な生活習慣の意義や効果を伝え、社会全体に普及

④グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

青少年の異文化理解の増進を図るため、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年教育指導者、勤労青年及びボランティア学生等の青少年リーダーの相互交流を行う事業、児童生徒の異文化理解を促進する体験型の交流事業を実施する。

海外の青少年関係機関との交流を通じて、語学力・コミュニケーション能力、異文化に対する理解及び日本人としてのアイデンティティを有する外向き志向のグローバルな視点を持った青少年を育成する。事業参加者アンケート調査を実施し、事業の効果を検証する。

さらに、多文化共生社会の実現に向け、自治体や各地域の国際交流協会等と連携し、在留外国人等との異文化理解学習や体験活動などの交流プログラムを開発し、普及を図る。

主な取組	内容・プロセス等
青少年教育指導者、勤労青年及びボランティア学生等の青少年リーダーの相互交流を行う事業、児童生徒の異文化理解を促進する体験型の交流事業の実施	・毎年度 14 事業以上実施
事業参加者アンケートの実施	・毎年度、事業参加者アンケート調査を実施し、グローバル人材を志向する率として毎年度平均 8 割以上の肯定的な評価を目標とし、事業の効果を検証
在留外国人等との異文化理解学習や体験活動などの交流プログラムの開発・普及	・中期目標期間中に 3 事業開発し、1 事業あたり 2 施設以上の国立施設に普及 (「先駆的事業の開発及び普及等」の内数)

(3) 国立施設における研修事業の実施促進

青少年、青少年教育指導者等に対して、広く研修の場や機会、情報を提供するとともに、利用者の研修目的が達成されるよう、事前打合せ等で研修目的達成への適切な指導・助言、研修計画の提案等の教育的支援、対象者に応じた専門的な指導を実施するなど、個々のニーズに応じた教育的支援を行う。

また、利用者サービスの向上に取り組み、利用団体を対象として記名式のアンケートにより、満足度を把握する。

さらに、青少年、青少年指導者等に対する研修のための利用を促進するために、利用者数拡大に向けた取組に関する内容を「経営改善計画（仮称）」の主要事項として位置付け、利用者獲得に努める。

①研修における専門的指導の実施

研修活動プログラムの提供に際して、利用団体の引率者等と連携しながら地方施設の職員等が研修時の安全管理も含めて一貫した体験活動等の専門的な指導を行う直接指導を充実する。

直接指導の充実に当たっては、職員及び外部研修指導員や青少年教育サポーター（仮称）等の指導技術を内部研修やOJTにより向上させる取組を実施するとともに、青少年教育サポーター（仮称）等が施設の実施する研修活動プログラムの指導参画を促す仕組みを構築する。

また、学校教育課程で集団宿泊活動を行う場合の教員の負担を軽減しつつ、より教育効果の高い活動を提供するため、学校利用に対応した直接指導や事前・事後学習の際の教材、指導案、ワークシート、評価シートを含むツールを開発し、利用団体のニーズに応じて提供する。特に、事前・事後学習については、児童生徒、指導者等の研修目的達成に向けた適切な指導・助言、プログラムの指導方法・指導技術・教育の効果測定方法をはじめとするノウハウの提供・支援を学校利用の引率者に対して行う。その際、学習指導要領で示される方向性も踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」を更に実装する視点から教材や指導案等の開発及び改善、ねらいにあった指導方法等の充実、教育課程との整合を図るために地方施設職員と教員との事前協議、教材共有、研修活動プログラム後の振り返り等を行うなど専門的指導を強化する。

②研修活動プログラムの充実

利用者の体験価値と満足度を向上させるため、地域特有の素材（自然環境・文化・産業等の地域固有の資源）を生かした地方施設ごとの代表となる研修活動プログラム（以下「シグネチャープログラム」という。）を開発する。また、これまで実施してきた教育プログラム等の整理を行い、青少年の発達段階や学校、青少年団体等利用団体の目的などに応じた研修活動プログラムの充実を図る。

なお、開発したシグネチャープログラムの教育的効果を広く発信し、団体への提供を促進する。

また、研修活動プログラムを利用した学校団体や青少年教育団体等からの満足度や意見を踏まえ、プログラム内容の改善を行うとともに、職員等の指導力向上に生かす。

③多様な形態での研修活動プログラムの提供

体験活動の機会の得ることが困難な状況にある、地域・学校・青少年教育団体等にも体験活動の機会と場を提供するとともに、施設以外の場においても教育効果の高い体験活動を提供するアウトリーチ型研修活動プログラムを開発して提供する。開発に当たっては、様々なニーズ分析を行い、体験活動の意義などを含めた情報提供や初めて体験する人々など対象者の状況に応じた適切なアプローチ、施設外の体験活動の実施な

ど、多様な形態で実施する研修活動プログラムの充実を図る。

また、海外の教育機関等による訪日教育旅行の受入れについて、自治体等と連携しながら、ターゲット国や受入時期、募集から受入までの手続き及び関係機関の役割分担に加え、訪日教育旅行者の教育目的に応じた活動内容の提案や調整など、受入体制の充実を図る。

主な取組	内容・プロセス等
研修活動プログラムの専門的指導の質的向上のためのPDCAサイクルの確立	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度から研修活動プログラムに関する内容等のアンケート調査を実施し、令和9年度以降、その結果を踏まえて、指導案等を作成又は改善・実施までの流れを確立
学校利用における研修活動プログラムの直接指導による支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 令和9年度までに直接指導の指導方法等について広報リーフレットの作成、指導手引きの策定
学校利用に対応した事前・事後学習のツールの開発及び利用団体のニーズに応じた提供	<ul style="list-style-type: none"> 令和9年度までに教材、指導案、ワークシート、評価シートを含むツールを開発 令和10年度から事前・事後学習のツールを提供
シグネチャープログラムの開発・提供	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度中に各地方施設で1プログラム以上、試行・開発又は既存の研修活動プログラムを活用して開発 令和9年度からシグネチャープログラムの提供
アウトリーチ型研修活動プログラムの開発・提供	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度中にプログラムのニーズ調査・開発 令和9年度からプログラムの広報及び提供（「先駆的事業の開発及び普及等」の内数）
訪日教育旅行受入れの充実	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度中に自治体や関係団体等の担当窓口へのヒアリング及び関係団体等へ営業を継続して実施 令和9年度から自治体等との連携により、ターゲット国や受入時期、募集から受入れまでの手続きを検討・調整

2. 青少年教育に関する施設及び団体等との相互連携・協力体制の構築・強化

(1) 国内の青少年教育団体等との連携強化

青少年教育に関わる青少年教育団体等のネットワークを構築するため、全国規模のフォーラム及び全国7地区にある青少年教育施設協議会の各地区でフォーラム等を実施する。現代的課題に関する講演に加え、分科会やワークショップ等を通じて、青少年教育における現代的な課題の解決に向けた対話、先導的取組や優良事例の共有、青少年教育指導者等の交流等と通じて、専門的・実務的な議論や関係者間の連携・協力体制を構築する。また、これらのネットワークを活用し、共同での教育プログラム等の企画・実施を検討する。

さらに、これらの成果を体験活動情報サイトやウェブサイト、SNS等を活用して広く情報発信するとともに、翌年度以降に実施する全国及び各地区のフォーラム等において共有するなど、成果を深く浸透させる。

(2) 体験活動のマッチング支援の実施

誰でも容易に体験活動の情報を入手できるようにするため、学校や青少年教育団体、個人をはじめとした体験活動の利用者と、青少年教育団体等の提供者を結び付ける「体験活動情報サイト」を運営する。運営に当たっては、「体験活動情報サイト」への掲載団体拡充に向けて、関係機関・団体等への直接的な働きかけ、機構の広報媒体等を活用した情報発信・広報活動を行うとともに、ユーザビリティの改善、検索機能の強化、活動情報のデータ連携の改修等を行い、サイトの利用者増を図ることで、体験活動のマッチングを支援する。

主な取組	内容・プロセス等
全国規模及び各地区におけるフォーラム等の実施	・令和8年度から本部が関係団体の参画を得て、全国規模の企画運営委員会を設置 ・企画運営委員会にて喫緊の課題や現状を踏まえたテーマ等を設定し、中期目標の最終年度までに全国5事業、各地区それぞれ5事業を実施
体験活動情報サイトの情報発信・広報活動	・令和8年度から関係機関（近隣青少年教育団体等や運営協議会構成団体等）をリスト化し広報を実施、団体登録を促進
体験活動情報サイトの改修（ユーザビリティの改善、活動情報のデータ連携）	・令和8年度からユーザビリティの改修を実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度中に子どもゆめ基金の助成団体の活動情報のデータ連携の改修 ・令和9年度から連携開始
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 青少年教育に関する調査研究

(1) 研究目的の明確化

青少年を取り巻く状況や国の青少年施策の動向を踏まえつつ、青少年教育研究センターにおいて当該期間に実施する主体的研究の調査研究計画案を策定し、公表する。

調査研究計画案に掲載する個々の調査研究テーマの選定に当たっては、外部有識者等の助言を踏まえ、自治体や青少年教育団体等、機構内での活用・普及を見据えた、ナショナルシンクタンクとしての目的とスコープを明確化したものとする。

(2) 青少年教育のナショナルセンターとしての基盤的研究の実施

青少年教育の基盤となり、ナショナルセンターとして青少年教育の振興に資する研究について、以下の取組の観点を踏まえ、実証的、継続的又は分析的な研究を実施する。長期的・全国的視点の調査研究を継続的に推進し、青少年教育の政策形成や実践現場に資する基盤的知見を蓄積する。

(取組の観点)

- 青少年の体験活動に関する基盤的研究
 - ・青少年の体験活動の実態や変化を継続的に把握する
 - ・体験活動が育ち・学びにもたらす効果を明らかにする
 - ・個々の特性や背景の違いに応じた体験活動の在り方を探究する
- 青少年教育施設の安全・運営に関する基盤的研究
 - ・施設におけるリスクや安全に関する構造的な課題を明らかにする
 - ・施設運営の実態を体系的に把握し、より良い運営モデルを検討する

(3) 青少年教育のナショナルセンターとしての専門的研究の実施

青少年を取り巻く現代的課題や、青少年教育施設に求められる役割に対応するため、以下の取組を通じて、青少年教育の現場が抱える課題への対応力を高めるとともに、政策形成や国際的知見の共有に資する調査研究結果を提供する。

(取組の観点)

○国際的知見との往還による研究の深化

海外の大学や教育機関等との協働を通じて、青少年教育に関する国際比較研究等を推進し、異なる文化・制度における知見を取り入れながら研究の視野を広げ、妥当性を高める。

○先駆的事業における調査研究成果の実践への接続

本部教育担当部署や国立施設との連携により、調査研究の観点から先駆的事業の開発及び普及等に寄与する。

○体験活動の価値を適切に示す評価枠組みの構築

体験活動がもつ教育的意義を可視化するため、広く青少年教育団体等で活用可能な評価指標を開発し、体験活動の効果を多面的に把握するための新たな評価枠組みを創出する。

(4) 成果の普及・活用

研究成果が国や自治体の政策策定、青少年教育団体等の事業、研修の企画及び実務の改善に参照・活用されることを目指し、以下の取組の観点を踏まえて取り組む。

(取組の観点)

○調査研究成果の発表等

関連学会や他機関が開催する実践研究報告会等、各種講演、学会誌・雑誌等への寄稿など、様々な機会を活用し、20回以上の発表を行う。

○報道・広報の充実

調査研究結果の報道発表や広報資料(プレスリリース、特集ページ等)の作成など、多様な媒体を用いた情報発信により、研究成果の社会的認知を高める。

○ウェブ公開・資料整備の改善

調査研究成果を体系的に整理し、センター紀要や各種報告書として発行のうえ、ウェブで公開し、ダウンロード可能な形式や要約版等の整備によりアクセス性の向上を図る。

主な取組	内容・プロセス等
実証的、継続的又は分析的な基盤的調査研究の実施	・中期目標の最終年度までに4種類以上、計7件以上実施
現代的課題や、青少年教育施設に求められる役割に対応するための専門的な調査研究の実施	・中期目標の最終年度までに3件以上実施

他の研究機関及び青少年教育団体等における調査研究結果の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標の最終年度までに調査研究結果の照会・引用などを20～25回目指す ・調査研究結果の報告書等を公表するとともに、その内容について、他の研究機関や青少年教育団体等に周知
地方施設職員を対象とした調査研究に関する研修会を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度1回以上実施（中期目標の最終年度までに5回以上） ・中期目標の最終年度までに延べ80人、毎回の平均満足度80%
先駆的事業における調査研究成果の実践への接続	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標の最終年度までに本部教育担当部署や国立施設との連携の下、先駆的事業の枠組みにおいて教育効果測定等を実施し、教育プログラム等の開発及び普及に生かす
成果の普及・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・発信媒体の種類数：報告書：10本、報道発表：5回 ・調査研究成果の発表等：中期目標の最終年度までに20回以上

4. 青少年教育団体等が行う活動に対する助成

(1) 適正な助成事業の実施

地域の民間団体等が行う①子供の体験活動の振興を図る活動、②子供の読書活動の振興を図る活動、及び③インターネット等を通じて提供することができる子供向けの教材の開発を行う活動に対して全国に幅広く助成金を交付する。

さらに、経済的に困難な状況にある子供の体験活動や読書活動への助成の充実を図るため、当該活動を実施した団体や協力先に対して、活動実施に係る課題を毎年度聞き取るとともに、民間の児童養護施設、母子生活支援施設、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会及びこれに加盟する母子父子福祉団体等に対して事例紹介を含む広報を実施する。

また、助成団体の選定に当たっては、外部有識者による委員会の審査を経て決定することで客観性の確保に努めるとともに、助成団体のコンプライアンスの確保の観点から、募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図る。

主な取組	内容・プロセス等
経済的に困難な状況にある子供の体験活動及び読書活動の好取組事例の収集・共有	・経済的に困難な状況にある子供の体験活動及び読書活動の好取組事例：24 事例の収集及び公表（3分野×2事例／年×4年）

（2）申請団体増加に向けた取組の実施

助成事業の申請事務手続きの利便性や認知度を高め、多様で多くの団体からの申請を促進するため、外部有識者の意見も踏まえながら助成事業内容の充実を図るとともに、一次及び二次募集の際、複数の検索エンジンに広告を掲載する等の多様な手段を活用した広報活動を実施する。

また、助成団体へのアンケート調査を通じて、満足度等の把握に取り組むとともに、新システムの導入等により、助成団体の申請・報告手続き及び機構の助成金支払い手続きの効率化を図り利便性を高めることで、助成団体の満足度を向上し、助成事業の充実を図る。

主な取組	内容・プロセス等
助成活動の好取組事例の収集・共有	・助成活動の好取組事例：80 事例の収集及び公表（10 分野×2 事例／年×4 年）
子どもゆめ基金助成事業における助成活動への参加機会の提供	・中期目標の最終年度までに180万人程度の子供（0～18歳）に提供
アンケート調査結果を踏まえた助成事業の改善	・毎年度、助成団体のアンケートにより課題を把握し、次年度以降の助成事業内容の充実に向けた事務手続等を改善

5. 健全な組織経営

（1）機能別分化・再編等の実施

ナショナルセンターとしての機能を効果的に発揮するため、日本全体のバランスや人口動態、自然環境等の特徴、施設へのアクセスなどを踏まえて、拠点機能を担う国立施設（以下「拠点施設」という。）を一定のエリアごとに特定するとともに、拠点施設の役割を明確化する。さらに、青少年教育を活性化させる役割を持つ職員を配置することで、エリア内の青少年教育を先導する中核として位置付ける。

また、国立施設の健全な経営を総合的・戦略的に進めるため、立地による環境や提供する教育活動、利用状況等に基づく施設規模（開館期間を含む）の適正化などを踏まえて、施設の数・規模や宿泊定員を見直し、機能別分化・再編に関する検討を進め、令和

10 年度末までに『機能強化・統廃合計画（案）』（仮称）を策定するとともに、中期目標の最終年度までに全ての国立施設の在り方について、具体的な結論を得る。

なお、『機能強化・統廃合計画（案）』（仮称）の策定を待たずに結論が出た施設については、順次、機能強化や統廃合を含む縮小・再編の取組を進める。

機能別分化・再編の検討に当たっては、横断的な業務が想定されることから、本件について専属の部署を設置するなどの体制整備を行う。

主な取組	内容・プロセス等
施設の数・規模や宿泊定員の見直し、利用者理解の徹底を通じた利用者数の増加による宿泊室稼働率及び宿泊定員利用率の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊室稼働率：令和 8 年度実績から毎年度増加させ、中期目標の最終年度までに全ての国立施設平均で 60%以上、かつ全ての国立施設で 50%以上を達成 ・宿泊定員利用率：令和 8 年度実績から毎年度増加させ、中期目標の最終年度までに全ての国立施設平均で 50%以上、かつ全ての国立施設で 39.0%以上を達成

(2) 効果的・効率的な組織の経営

①目標設定による施設の経営管理の実施

機構が何のために存在するのかという社会的意義（パーパス）を理解したうえで、その実現のために目指すべき方向（ビジョン）を明確化し、何をするのか（ミッション）、どう行動するのか（バリュー）を職員一人一人が意識し、組織全体で同じ方向に向かって進めるよう、OKR（Objectives and Key Results）を設定する。OKR の設定に当たっては、機構全体及び各部門の組織課題等を踏まえ、本部は本部各部署及び各国立施設に求める共通の OKR を設定するとともに、本部各部署及び各国立施設は自らの役割に応じた独自 OKR を策定し、組織全体の目標との整合性を確保する。

これらの OKR は、年度ごとの進捗管理と四半期レビューを実施し、PDCA サイクルを確立する。

また、四半期レビューの結果を踏まえ、予算・人事などの資源配分を毎年度調整し、成果に応じたインセンティブを付与する仕組みを導入することで、機構全体の戦略的経営を強化する。

こうした経営の実現のためには、DX を活用した経営変革を積極的に進めるとともに、業務プロセスを根本から見直し、人事、財務等の各種システムを効果的かつ効率的に連動させ、客観的な事実に基づいて戦略的な経営判断を行うことが必要である。

②経営支援体制の構築

国立施設の経営改善に向けて、経営基盤を強化するための本部の体制を整備する。

本部は、国立施設の魅力向上、収支改善（利用者増含む）、管理業務の効率化など全般にわたり計画的に支援し、国立施設全体の価値を向上させる。

主な取組	内容・プロセス等
経営基盤強化のための本部体制構築（組織改編含む）	・令和8年度中に実施
各国立施設における「経営改善計画（仮称）」（魅力向上、収支改善、業務効率化の具体策を記載）を策定し、実行・評価を継続的に実施	・令和8年度に策定し、計画に基づいた取組を継続的に実施
本部による施設経営支援のための定期ミーティングにおいて進捗をレビュー	・毎年度、四半期ごとに実施
「経営改善計画（仮称）」とOKRを連動させた定量・定性の評価の実施	・毎年度実施

（3）運営協議会を活用した施設運営

全ての国立施設において運営協議会を活用し、地域と協働した施設運営を実施する。

また、拠点施設における外部評価の実施に向けて、評価項目や委員選定に当たっての観点の検討、評価結果の公表等について本部が仕組みを構築する。

主な取組	内容・プロセス等
「経営改善計画（仮称）」の取組に対する評価及び地域の教育的課題に関する意見聴取	・全ての国立施設で運営協議会を毎年度3回以上実施し、評価に対する改善状況等を報告

（4）付加価値を生むための利用者理解の徹底

利便性、快適性、安全性等の観点を含め、機構が実施する全ての取組を通じて、一貫して利用者の体験価値を向上させ、利用者が何度でも訪れたい施設、知人や友人にも利用を勧めたい施設を目指す。

そのため、利用団体等に対する理解を深める仕組みとして、毎年度、各国立施設において、利用団体等にインタビュー調査を実施し、その結果を生かして業務の改善を行う。また、全ての国立施設で利用団体等からの紹介などを通じて未利用団体等にインタビ

ユー調査を実施し、業務の改善に取り組む。その際、前中期目標期間まで実施していた満足度調査の項目を抜本的に見直し、社会の要請や利用者の期待等を反映した事業やサービスを提供できるようになることを企図した調査を実施し、調査結果を業務改善に生かす。

このような取組の結果、インタビュー調査を実施した未利用団体等の新規利用の獲得数及びリピーター団体数を毎年度増加させる。

主な取組	内容・プロセス等
毎年度、各国立施設において、利用団体等に無作為で満足度調査を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・件数：利用団体数の 20%以上 ・調査結果：中期目標の最終年度までに回答者の 70%以上から 4 段階評価の上位 2 段階目までの評価を得る ・業務改善：年に最低 1 回、業務改善状況を経営会議及び経営委員会等に報告し、公表
毎年度、各国立施設において、利用団体等にインタビュー調査を実施し、認知度や認知経路、興味・関心、利用意向度、利用理由等を把握・分析し、業務改善の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・件数：利用団体数の 10% ※国立オリンピック記念青少年総合センター（以下「オリセン」という。）については、以下のとおりとする。 令和 8 年度：宿泊 25 団体、日帰り 100 団体 令和 9～10 年：宿泊 50 団体、日帰り 200 団体 令和 11～12 年度：宿泊 100 団体、日帰り 350 団体 ・調査結果：年に最低 1 回、集計・分析し、公表する ・業務改善：年に最低 1 回、業務改善状況を経営会議及び経営委員会等に報告し、公表
毎年度、各国立施設において、未利用団体等に対して、利用団体等からの紹介などを通じたインタビュー調査を実施し、認知度や認知経路、興味・関心、利用意向度、利用理由等を把握・分析し、毎年度業務改善の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・件数：1,800 団体 ・調査結果：年に最低 1 回、集計・分析し、公表する ・業務改善：年に最低 1 回、業務改善状況を経営会議及び経営委員会等に報告し、公表
毎年度、インタビュー調査対象未利用団体等から新規利用団体等を獲得	<ul style="list-style-type: none"> ・件数：1,800 団体（インタビュー調査実施団体）× 5% = 90 団体 ※新規獲得団体数の把握については、新

	規獲得団体の団体規模を反映させるため、「新規獲得団体の規模」を「新規獲得団体の属する団体属性の平均規模」で除したものを当該新規獲得団体の団体数とする。(例：300人の新規学校団体を獲得した場合、学校団体の平均規模が100名であれば、「300人／100人＝3」団体の獲得と見なす。同様に50人の新規学校団体については、0.5団体と見なす。)
毎年度、利用団体等へのインタビュー調査等を通じて、前年新規利用団体等で翌年度利用した団体等の増加	・各国立施設のレポート率(前年新規利用団体等の翌年度利用率)：中期目標の最終年度までに90%
毎年度、利用団体等へのインタビュー調査等を通じて、過去に利用したことのある団体等の増加	・各国立施設のリピーター率(過去に利用した団体の利用割合)：中期目標の最終年度までに90%
インタビュー調査の実施及び新規団体やリピーター団体数の増加に向けた取組に関する好事例等を収集・共有及び改善・充実し、全ての国立施設において普遍的に実施できるように標準化・マニュアル化	・毎年度50事例 ・利用者増加に向けたマニュアル作成(対象利用団体属性別)

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務効率化のための体制整備

利用者の利便性向上及び職員の業務効率化の観点から、業務のデジタル化・オンライン化を進め、DXを推進する体制を整備する。また、各国立施設で異なっている業務運用ルールを標準化するとともに、非効率な慣習を見直し、業務プロセスや組織運営の改善を図る。

主な取組	内容・プロセス等
業務に関する運用ルールの標準化	・毎年度、運用ルールの点検及び改善

2. 人的資本規模の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準等を十分考慮し、役職員給与の在り方に

ついて検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえ、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。

また、総人件費については、施設の廃止に伴い人事交流が終了した場合には、当該交流職員に係る人件費を縮減する。一方で、人的資本規模については、DX の効果や機能別分化・再編に伴う必要人員を整理し、職員数の最適化を行ったうえで、拠点機能の強化や青少年教育の推進に貢献できる専門性に秀でた人材の確保など、機構が社会的意義を果たしていくために必要な規模となるよう、再投資も含め戦略的に見直しを行う。さらに、教育事業の企画・実施を担う職員を育成するため、中期目標の最終年度までに、国立施設の管理部門に所属する職員の1割を事業部門に転換する。

主な取組	内容・プロセス等
管理部門から事業部門への職員の配置転換	・毎年度3名以上転換し、中期目標の最終年度までに16名以上転換

3. 適正な調達促進

中期目標期間において、『独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について』（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、調達等合理化を自律的かつ継続的に推進することで、競争性のある契約全体に占める一者応札・応募の割合について、前中期目標期間の平均以下とする。

また、ガイドラインの整備や業務フローの明確化など調達業務の適正手続きを明確にし、研修等を実施して地方施設を含めた機構全体に共有する。

主な取組	内容・プロセス等
『調達等合理化計画』を策定し、計画に基づく調達手続きの標準化・効率化を実施	・毎年度実施
外部有識者による契約監視委員会で取組状況を点検し、改善提案を反映	・毎年度2回以上実施

4. 間接業務等の共同実施

効果的・効率的な業務運営のために、男女共同参画機構、国立特別支援教育総合研究所、教職員支援機構との消耗品等の共同調達をはじめとした間接業務等を引き続き共同で実施する。

5. 施設運営における民間活力の活用

前中期目標期間（令和7年度）から検討している PPP/PFI 事業の導入可能性について、その検討結果を踏まえ、機構内に設置している第三者委員会において審議した上で、導入可能性の結論を得る。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

機構の持続的かつ安定的な経営を実現するため、自己収入の拡大及び総支出の削減を図る。

主な取組	内容・プロセス等
各国立施設における「経営改善計画（仮称）」において、自己収入拡大と支出削減に向けた計画の策定	・各国立施設が目指す「自己収入総額」「自己収入比率」を毎年度設定し、四半期ごとに実施する本部との定期ミーティングにて評価及びフォローアップの実施
「経営改善計画（仮称）」の着実な実行による自己収入比率の改善	・オリセンは、毎年度 100%以上を達成 ・地方施設は、令和 10 年度までに前中期目標の最終年度よりも向上させ、令和 11 年度以降は、毎年度前年度よりも向上させることにより、中期目標の最終年度までに全ての地方施設の平均で 24%以上を達成 なお、33%以上を達成する施設については、令和 10 年度までに 4 施設以上、令和 12 年度までに 10 施設以上とする

1. 自己収入の確保

(1) 定期的な利用料金の検証及び見直し

利用料金体系及び利用料金水準を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。その際、経済的事情にかかわらず幅広い青少年が利用できるように努める。

主な取組	内容・プロセス等
利用料金体系及び利用料金水準について、利用状況、収支状況及び物価変動等の社会	・毎年度 1 回以上実施

情勢並びに利用者の反応及び学校・青少年団体の利用機会への影響などを踏まえて検証	
-----------------------------------------	--

(2) 付加価値の高い教育プログラム等の収益化

各国立施設が実施する付加価値の高い教育プログラム等について適切な利用料金を設定し、自己収入を確保する。なお、プログラム内容や利用料金水準については、毎年度、収支や利用者満足度の分析を行い、改善を講じ、収益比率については、教育プログラム等によって得る収入が当該プログラムに係る総支出（人件費含む）以上となるようにする。

主な取組	内容・プロセス等
収益性がある教育プログラム等による収入の確保	・各国立施設が目指す「収入額」を毎年度設定し、四半期ごとに実施する本部との定期ミーティングにて評価及びフォローアップの実施

(3) 一般利用の拡大

青少年教育の業務に支障のない範囲内で、一般利用を適切に拡大する。一般利用の拡大については、一般利用対応方針を定め、地域及び民間団体、企業、家族等の認知度や認知経路、興味・関心、利用意向度、利用理由等をインタビュー調査によって把握し、利用可能性のある団体等を明確にしたうえで、効果的な利用促進を行う。また、これらの取組の進捗については、経営会議及び経営委員会等に定期的に報告し、PDCAを徹底する。

主な取組	内容・プロセス等
一般利用対応方針策定及び一般利用状況の開示	・方針策定後、半期に最低1回、経営委員会へ報告
一般利用の利用者数（企業・官公庁等の利用の拡大及び個人・家族利用の拡大）	・前年度比3%増

(4) 多様な財源の確保

施設使用料収入以外の収入について、多様な財源確保に向けた取組を行う。

主な取組	内容・プロセス等
付加価値の高い教育プログラム等の適切な料金設定などによる多様な財源の確保	・各国立施設が目指す「収入額」を毎年度設定し、四半期ごとに実施する本部との定期ミーティングにて評価及びフォローアップを実施することにより、中期目標の最終年度までに20億円の収入の確保

2. 固定的費用の削減

(1) 一般管理費等の削減

業務委託の活用及び契約形態の内容、施設の利用方法などを抜本的に見直すとともに、令和10年度末までに策定する『機能強化・統廃合計画（案）』（仮称）も踏まえながら、前中期目標期間の最終年度と比較し、一般管理費については5%以上、業務経費についても5%以上削減する。その際、物価上昇や人件費の高騰の影響等を適切に反映する。また、特殊要因経費のほか、機能別分化・再編等に係る取組や利用者の安全を確保するために必要な施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。

主な取組	内容・プロセス等
一般管理費等の執行状況に関するモニタリング・評価	・四半期に1回実施し、必要に応じて追加施策を実施
『調達等合理化計画』に基づく契約の見直し（契約方法、数量、範囲、期間など）	・契約更新時

(2) 事業ポートフォリオを踏まえた保有資産の適正化

保有資産について、複数の外部有識者が参加する保有資産等利用検討委員会において、稼働状況や収益性等に関する検証・検討を実施する。その結果、保有の必要性が認められない資産については、処分や削減など具体的な方策の検討・実施を進め、保有資産を業務遂行上必要最小限のものとする。

主な取組	内容・プロセス等
保有資産等利用検討委員会による保有資産の稼働状況や収益性等に関する検証	・毎年度実施
類似施設との競合関係やそれぞれの優位性	・随時実施

等に関する検証	
『機能強化・統廃合計画（案）』（仮称）を踏まえた機能や規模の適正性に関する再検証を通じた保有資産の見直し	・『機能強化・統廃合計画（案）』（仮称）の策定後、随時実施し、中期目標の最終年度までに保有する建物延べ面積を令和7年度末比で5%削減

3. 期間全体に係る予算（人件費の見積りを含む。）

別紙1のとおり

4. 期間全体に係る収支計画

別紙2のとおり

5. 期間全体に係る資金計画

別紙3のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は20億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給や事故の発生などにより緊急に経費が必要となる場合に、必要な経費として借入することも想定される。

V 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし。

ただし、上記（Ⅲ 2.（2）「事業ポートフォリオを踏まえた保有資産の適正化」）の検討において、不要財産と決定した財産については、適宜処分の計画を作成する。

VI 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画

なし。

VII 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生したときは、独立行政法人国立青少年教育振興機構法（以下「機構法」という。）に定める業務の充実、組織運営の改善及び施設・設備の整備費等に充てる。

VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 内部統制・ガバナンスの充実・強化

(1) 適切なガバナンスの実現

役職員一人一人が、機構が何のために存在するのかという社会的意義や存在価値について適切に理解・認識し、どのような場合においてもこれらに基づいて考え、発信し、行動することを最大限に尊重する組織風土・文化を醸成することにより、組織の健全なガバナンスを実現する。

主な取組	内容・プロセス等
法人の説明責任と透明性の確保を目的とした役員会議、評議員会、経営委員会等における経営上の重要テーマに関する開示・共有	<ul style="list-style-type: none">・役員会議等の開催回数（役員会議：年4回以上、経営会議：原則週1回、評議員会：年3回以上、経営委員会：年4回以上）・委員等出席率（経営会議：構成員の9割以上、評議員会及び経営委員会：委員の3分の2以上（病欠等を除く））・主な指摘事項及び改善対応策（改善対応策措置状況90%以上）・情報の開示・共有に関する職員の評価（肯定的評価80%以上）等
役員等のメッセージの充実	<ul style="list-style-type: none">・役員等のメッセージ発信回数（年25回以上）・メッセージに関する職員の評価（肯定的評価80%以上）
役員等と職員のダイアログの開催及び職員間の意見交換会の開催	<ul style="list-style-type: none">・開催回数（国立施設・本部各部署と年1回以上）・職員の参加状況（病欠等を除き90%以上）・職員の評価（肯定的評価80%以上）等

健全な組織風土・文化の醸成を通じた適切なガバナンスに関連する職員意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 肯定的評価：前中期目標の最終年度の評価から毎年度増加させ、中期目標の最終年度において80%以上
監事機能の強化に向けた監事と役員等の意見交換の開催	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換の開催回数（年10回以上） 監事及び役員等の参加状況（病欠等を除き90%以上） 意見交換内容の開示・共有状況（開示可能情報について90%以上） 職員の評価（肯定的評価80%以上）等
健全な組織風土・文化の醸成に向けた職員の好事例を称賛する取組	<ul style="list-style-type: none"> 好事例の共有回数（年66事例以上（本部各部署・オリセン・各地方施設で各2事例以上））

（2）適切な内部統制の充実

「業務の有効性・効率性」、「報告の信頼性」、「法令遵守の確保」及び「資産の保全」を確実に実現するため、機構において必要かつ有効なルールを適切に規定し、役職員がそれを理解・遵守できる体制を整備する。また、異常や不備を事前に検知できるよう、役員の下、本部各部署・各立施設において内部統制推進者を中心に日常的モニタリングを行い、業務の透明性と信頼性を高める。

その際、これらの取組の重要な要素であるリスクマネジメント及びコンプライアンスについて、役職員の意識の向上を図り、これらを徹底するための組織的な体制を構築し、モニタリングを強化する。これらの結果について、内部統制委員会等に定期報告し、リスク管理と法令遵守に関する改善につなげる。

主な取組	内容・プロセス等
内部統制委員会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 開催回数：年2回以上 意見の状況、改善事例等の開示・共有
内部統制に関する基本方針の策定（基本的な考え方／取組の全体像／権限分掌の徹底・相互牽制機能の強化等）	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の策定 基本方針を踏まえた改善状況：年1回以上の確認及び改善対応
内部統制に関する役職員に対する各種研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数：年3回以上 受講率：受講対象者のうち90%以上 理解結果：理解度テスト平均点90点以上
本部各部署及び各立施設における内部統制上のリスクに関する自己点検の実施及びリスクの把握	<ul style="list-style-type: none"> 結果及び改善内容の共有

監査室による本部各部署、オリセン、各地方施設の点検態勢の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査室における点検実施件数：本部各部署、オリセン、各地方施設は年1回実施 ・ 点検結果を踏まえた監査項目の見直し
規定等の総点検及び改善（規定等の内容及び形式等の適切性及び有効性／規定等の重複性・不整合・相互矛盾等の確認）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年実施 ・ 点検内容及び改善内容の開示
リスクマネジメント及びコンプライアンスの遵守に関する状況の把握及び情報共有・発信等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生状況の100%を機構内で共有 ・ 再発防止策の措置状況：100%
リスクマネジメント及びコンプライアンス遵守の充実に関する職員意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肯定的評価：前中期目標の最終年度の評価から毎年度増加させ、中期目標の最終年度において80%以上

2. 人的資本に関する計画

青少年教育のナショナルセンターとして先導的な役割を果たすため、「人事に関する基本方針」を抜本的に見直し、その内容について令和8年度中に開示するとともに、要員計画、異動・配置、採用、働き方改革、人材育成、目標設定と人事評価、給与・処遇等に関する人的資本戦略を策定し、PDCAを徹底することにより取組の実効性を高める。

また、機構の実現すべき社会的意義や存在価値について、職員が適切に理解・共感し、やりがいを持って働けるよう、職員の意識改革や行動変革の実現に向けた取組及び支援を強化し、併せて職員のコミュニケーション環境を整備する。

主な取組	内容・プロセス等
人事に関する基本方針の抜本的見直し	・ 令和8年度中に見直し及び開示
人的資本戦略の策定	・ 策定後、年1回以上見直し及び開示

(1) キャリアビジョン・キャリアパスの実現を意識した要員計画の策定

職員一人一人のキャリアビジョン・キャリアパスや経営的な視点を踏まえつつ、最適な要員規模の策定及び人事異動・配置を実現する。

要員規模については、機構の目指す方向性を実現するために必要な中長期及び単年度の要員計画を明確にしたうえで、要員規模の最適化に取り組む。

人事異動・配置については、機構の目指している方向性や人事異動が人材育成の重要な機会であることを考慮し、組織力の最大化及び人事に関する基本方針に沿うことを重視する。

また、こうした人事異動・配置を効果的に実現するため、人事課が職員一人一人の状況について、適切に把握する取組を強化する。

主な取組	内容・プロセス等
中長期及び単年度の要員計画に定めた要員規模の管理	・中期目標の最終年度までに各施設の要員規模の達成率 90%以上
キャリアビジョン、キャリアパス及び人材育成に対する人事課の支援・取組（人事課による直接面談等）に関する職員意識調査の実施	・肯定的評価：前中期目標の最終年度の評価から毎年度増加させ、中期目標の最終年度において 80%以上
人事課による職員との直接面談の実施	・令和 8～9 年度で課長補佐級以下の全プロパー職員に 1 回目の面談実施 ・令和 10～12 年度で課長補佐級以下の全プロパー職員に 2 回目の面談実施
人事課による職員との直接面談内容の充実	・人事課による職員との直接面談における好事例及び課題のある事例を 10 以上収集し、人事課面談における面談者へ共有

(2) 多様な人材の計画的な確保

青少年教育を通じて社会に貢献する意欲の高い新卒者や社会人経験者、機構の組織運営やこれからの青少年教育の推進に貢献できる専門性に秀でた人材等の計画的な採用を進める。また、人事交流については自治体・大学等に加え、団体・民間企業等との交流を進める。

さらに、任期付採用などの制度を活用しつつ、中核的な人材の多様性の確保を推進し、組織全体の人的資本の充実・強化を図る。

主な取組	内容・プロセス等
機構が求める多様な人材の明確化	・毎年度、機構が求める多様な人材の開示
自治体・大学、団体、民間企業等との人事交流の最適化	・交流先、交流分野、交流人数等の見直し
多様な人材の確保の状況に関する職員意識調査の実施	・肯定的評価：前中期目標の最終年度の評価から毎年度増加させ、中期目標の最終年度において 80%以上

(3) キャリアビジョン及びキャリアパスを大切にした多様な働き方の実現

一人一人の職員のキャリアビジョン及びキャリアパスを尊重し、職員が置かれた環境に応じて、高いモチベーションを持ちながら働けるよう、DX化の取組を通じて職員のキャリアビジョン・キャリアパスに関する意向、保有資格等を多面的に可視化するとともに、働く環境を整備し、職員の多様な働き方の実現を支援する。

また、職員のライフプランに合わせた働き方を実現できるよう、アルムナイ採用制度、意欲ある職員が応募できる機構内公募制度等のほか、職員の全国異動の負担を減らすため、職員個別の状況に応じて特定の施設と他施設を交互に異動する人事異動制度等を導入する。

主な取組	内容・プロセス等
多様な働き方を支える環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・アルムナイ採用制度の実施状況の開示 ・意欲ある職員が応募できる機構内公募制度の導入及び実施状況の開示 ・在宅勤務、リモート勤務の利用状況の開示 ・各種支援制度の利用状況の開示（時短勤務・産休・育休等）
多様な働き方を支える環境整備において取り組んだ施策に関する職員の評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・肯定的評価 80%以上
多様な働き方の実現に向けた支援に関する職員意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・肯定的評価：前中期目標の最終年度の評価から毎年度増加させ、中期目標の最終年度において 80%以上

(4) 多様な専門人材を育成するための研修体系の整備

今後の青少年教育をけん引するナショナルセンターとしての役割・機能を充実させ、機構の社会的意義を果たすために必要な人材を総合的かつ体系的に育成し、持続的かつ安定的な経営を実現する。

そのため、「青少年教育指導者や青少年教育サポート人材の育成・支援」や「教育事業や研修事業の企画・実施」、「青少年教育分野の調査・研究」、「健全な経営の実現に向けた取組（経営及びマネジメント等）」などの各分野においてコンピテンシーを効果的に発揮できる多様な人材を育成するため、戦略的かつ計画的な育成・研修体系を構築する。

その際、外部機関等が実施する研修プログラムの活用、本部や国立施設へ一定期間赴いて行う実地研修（以下「機構内研修」という。）等の拡大、他機関・企業等との相互

交流の推進等により、青少年教育に携わる職員が専門性を発揮しつつ成長できる機会や仕組みを充実・強化する。

主な取組	内容・プロセス等
人材育成体系の開示	・毎年度見直し及び開示
多様な専門人材を育成するための研修の実施	・機構内職員必須研修受講者率：全職員の90%以上（病欠等を除く） ・機構外研修・セミナー等受講者数：毎年度常勤職員の1割以上 ・機構内研修等派遣実施者数：中期目標期間終了時点でのプロパー職員の80%以上 ・機構外研修派遣者数：中期目標期間中8名以上 ・資格等取得者数：中期目標期間中30名以上等
人材育成の取組に関する職員の評価の実施	・肯定的評価80%以上
人材育成体系に関する職員意識調査の実施	・肯定的評価：前中期目標の最終年度の評価から毎年度増加させ、中期目標の最終年度において80%以上

(5) 目標設定及び人事評価制度の抜本的な見直し

機構の業務実態に即し、職員の働きが適切に評価されることを実現するため、目標設定の在り方や評価の在り方について抜本的な見直しを行う。

特に「目標の体系や水準、配分等に関する適切な設定の在り方」や、「目標達成に向けて職員に伴走・支援する最適なマネジメントの在り方」、「目標の難易度及び達成度等に応じた適切かつ公正・公平な評価の在り方」等に関する役職員研修を実施し、適切な目標設定の実現（目標設定面接の実施等）や適切な評価結果の確保（評価面接の実施等）により、目標設定及び評価結果に対する説明責任及び透明性の確保を実現する。

主な取組	内容・プロセス等
目標設定及び人事評価制度の抜本的見直し及び開示	・抜本的見直し後、適宜見直し及び開示
目標設定・目標達成に向けたマネジメント・評価等に関する研修等の実施	・毎年度1回以上実施 受講率：全管理者の100%（病欠等を除く） 理解結果：理解度テスト平均点90点以上

目標設定面接及び人事評価面接の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施率：対象者全員に100% ・職員の評価：肯定的評価80%以上
目標設定・目標達成に向けたマネジメント・評価の実施に関する職員意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・肯定的評価：前中期目標の最終年度の評価から毎年度増加させ、中期目標の最終年度において80%以上
目標設定・目標達成に向けたマネジメント・評価の実施に関する苦情等申し立て件数	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者数の5%未満等

(6) 全職員意識調査の実施

全常勤職員を対象とする職員意識調査を年に一度実施することにより、組織の強みや課題を多方面から複層的かつ重層的に把握・分析し、よりよい組織に向けて改善につなげる。

主な取組	内容・プロセス等
職員意識調査の実施及び肯定的回答率・否定的回答率の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度1回実施及び主要な結果の開示 ・主要項目における肯定的評価：前中期目標の最終年度の評価から毎年度増加させ、中期目標の最終年度において80%以上 ・特定項目における否定的評価20%未満

3. 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進

機構の個人情報保護方針に基づき、個人情報を適正に取り扱うとともに、全役職員の個人情報保護に関する理解を深めるため、毎年度の研修受講を義務付ける。

情報セキュリティについては、政府の「統一基準群」や「対策基準策定ガイドライン」の改正に応じて、情報セキュリティポリシー及び関連規程を適時見直す。

主な取組	内容・プロセス等
全役職員がデジタル庁主催「情報システム統一研修（情報セキュリティ入門）」の受講	<ul style="list-style-type: none"> ・3年ごとに実施
全役職員が機構のリスク事例を踏まえた個人情報保護・情報セキュリティ研修の受講	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度実施

メール誤送信防止ツールの運用方法等を周知	・毎年度、半期に1回実施
業務システム全般に係るアクセス権限の運用の見直し	・毎年度実施
標的型メール攻撃訓練の実施	・毎年度実施
情報システム運用継続計画を点検・見直し	・随時実施
監査室による情報セキュリティ内部監査の実施	・毎年度実施
監査結果に基づいたリスク評価の実施及び改善策の計画への反映	・毎年度実施

4. 各業務における安全性確保の徹底

各業務の実施に当たっては、安全管理・衛生管理に関する規程等に基づき、安全・安心な教育環境を確保する。

主な取組	内容・プロセス等
安全・安心に関する状況の把握及び情報共有・発信等	・発生状況の100%を機構内で共有 ・再発防止策の措置状況：100%
事故・ヒヤリハット事例のデータベース化、及び全ての国立施設での共有・分析による再発防止策の検討・徹底	・再発防止策の検討・徹底については、毎年度半期に1回実施
災害の種類に応じた避難計画・連絡体制の再整備、及び防災訓練の実施時における体制の点検・改善	・毎年度実施
宿泊施設及び野外活動エリアの安全点検の実施及び点検記録の電子化による速やかな共有・改善	・月1回以上実施
職員のリスク認識と対応力の向上を目的とした安全管理・リスク対応に関する研修	・毎年度実施 ・理解結果：理解度テスト平均点90点以上

5. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施

施設・設備の整備・管理に当たっては、『機能強化・統廃合計画（案）』（仮称）の策定状況を踏まえ、各施設の特長や劣化・老朽状況を考慮したうえで、中長期的な方針、優先順位、必要経費を明確化したインフラ長寿命化計画（行動計画・個別施設計画）の

見直しを行う。これらの計画は、前中期目標期間から進めている見直しを継続し、令和10年度を待たずに適宜改訂を行う。

また、自己収入の増加や管理運営費の効率化を含む機構の自律的・自立的経営により創出した財源については、機構の持続的な発展に向けて、施設機能強化等に再投資する。

なお、老朽化が著しい施設について、利用者の安全・安心を確保するために必要な改修を行う老朽再生整備を計画的に実施する。

主な取組	内容・プロセス等
施設整備に係る基本方針、インフラ長寿命化計画の改訂方針、優先順位付けの統一基準等の審議を目的とする「インフラマネジメント委員会（仮称）」を設置	・令和8年度中を目途に設置
インフラマネジメント委員会（仮称）において、施設整備の進捗状況、老朽化に伴うリスク、修繕実績、予算執行状況等を点検し、翌年度以降の整備・管理の実施に反映	・「インフラマネジメント委員会（仮称）」設置後、毎年度実施
設備管理に関する知見を有する施設管理担当者を各国立施設に複数名配置することを目標とし、体系的研修やOJTによる人材育成	・毎年度、施設管理に関する研修を1回以上実施
法人全体において、自己収入の一部を修繕経費に充てる仕組みの構築	・令和10年度中を目途に構築

施設及び設備に関する計画については、別紙4のとおり

6. 効果的な広報の実施

社会全体及び機構の利用者をはじめ、青少年教育団体、企業、行政等の多様なステークホルダーに対し、機構が実施する教育プログラム等や施設（以下「機構の取組等」という。）について発信するとともに、機構の取組等の意義を伝える。また、機構の認知度、認知経路、興味・関心、利用意向及び機構の取組等に対する肯定的評価等について、毎年度調査を実施し、その結果をもとに広報活動を効果的に実施し、機構の社会的意義や存在価値を高める。

その際、上記の調査結果の分析をもとに、広報対象に有効な手段や内容の使い分けを含めて、広報方針を改訂する。メディア等に対しては、機構の取組等が掲載される機会を得るため、プレスリリース及びSNSの活用、ウェブサイトでの発信等の質を高め、発信回数を増大させる。好事例については収集・共有することで広報活動の改善に役立て、

マニュアル化して各国立施設の取組に活用する。

機構及び各国立施設のウェブサイトについては、セキュリティ上の安全性を確保し、利用者の利便性と閲覧しやすさを高めるため、機構及び各国立施設にふさわしいウェブサイトに改善する。

また、青少年教育団体等及び有識者に対し、機構の社会的意義や実績、方向性等を丁寧に周知し、機構との信頼関係を継続的に構築する。

主な取組	内容・プロセス等
メディア等に対する広報活動についての好事例の収集・共有、広報活動の充実・強化及び普遍化・マニュアル化	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスリリースの発信 ・毎年度のメディア等への発信数：140 メディア(本部20/オリセン20/各地方施設100) ・好事例の収集：毎年度 50 事例 ・プレスリリースマニュアルの作成
SNS フォロワー総数の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標の初年度の結果から毎年度10%増加
SNS 活用の好事例の収集・共有、SNS 活用の充実・強化及び普遍化・マニュアル化	<ul style="list-style-type: none"> ・好事例の収集：毎年度 50 事例 ・SNS 活用マニュアル作成 (SNS 媒体別)
青少年教育団体等及び有識者への広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・広報資料の作成 ・青少年教育団体等及び有識者への毎年度のアプローチ数については、新規対象 160 (本部 20/オリセン 20/各地方施設 120)、継続対象 (本部及びオリセン、各地方施設とも前年度実施件数の 50%以上) ・青少年教育団体等のネットワークを活用した情報発信 (四半期に 1 回程度)
広報方針の改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年度に改訂し、戦略的かつ効果的な広報活動の推進に取り組む

7. 各施設における地域貢献の実施

各地方施設においては、教育事業及び研修事業を通じた地域社会への還元を図るとともに、地域の防災・減災意識を高めるため、地震・台風・津波など、施設が立地する地域特有の災害等をテーマとした取組を実施する。また、豪雨や地震などの自然災害が発生した際には、広域防災補完拠点として関係機関と連携し、避難者の受入れや子供の心のケアなどの取組を行う。加えて、地方公共団体等と共に被災者の居場所づくりをはじめ、被災地から寄せられる要望やニーズに対し、リフレッシュキャンプの実施や現地での体験活動の提供を行う。

主な取組	内容・プロセス等
防災・減災教育の実施	・毎年度、各地方施設で1回以上

8. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運營業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

9. 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、「Ⅶ 剰余金の使途」に規定する経費及び次期へ繰り越した経過勘定損益影響額等に係る会計処理に充当する。

区 別	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進			青少年教育に関する施設及び団体等との相互連携・協力体制の構築・強化	青少年教育に関する調査研究	青少年教育団体が行う活動に対する助成	法人共通	合 計
	青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	ナショナルセンターとして必要な体験活動等の充実	国立施設における研修事業の実施促進					
収入								
運営費交付金	1,711	1,833	3,649	576	960	9,775	19,369	37,875
事業収入等	2,367	2,536	5,049	797	1,329	437	112	12,627
施設整備費補助金	961	1,029	2,049	324	539	0	0	4,902
計	5,039	5,399	10,747	1,697	2,828	10,212	19,481	55,403
支出								
業務経費	2,244	2,405	4,786	756	1,260	10,212	0	21,663
青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	2,244	0	0	0	0	0	0	2,244
ナショナルセンターとして必要な体験活動等の充実	0	2,405	0	0	0	0	0	2,405
国立施設における研修事業の実施促進	0	0	4,786	0	0	0	0	4,786
青少年教育に関する施設及び団体等との相互連携・協力体制の構築・強化	0	0	0	756	0	0	0	756
青少年教育に関する調査研究	0	0	0	0	1,260	0	0	1,260
青少年教育団体が行う活動に対する助成	0	0	0	0	0	10,212	0	10,212
一般管理費	1,834	1,965	3,912	618	1,029	0	19,481	28,838
人件費	1,834	1,965	3,912	618	1,029	0	10,770	20,128
管理運営経費	0	0	0	0	0	0	8,711	8,711
施設整備費補助金	961	1,029	2,049	324	539	0	0	4,902
計	5,039	5,399	10,747	1,697	2,828	10,212	19,481	55,403

(注) 区分ごとに表示単位未満で四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

[運営費交付金の算定ルール]：別紙

[注記]：別紙

別紙

[運営費交付金の算定ルール]

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = N(y) + Q(y) + V(y) - C(y) + \pi(y)$$

$B(y)$: 当該事業年度における運営費交付金。

$\pi(y)$: 当該事業年度における特殊経費。利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスに必要な経費及び退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等一般管理費の削減方法も反映し具体的に決定。

○管理運営経費 $N(y)$

$$N(y) = N(y-1) \times \sigma(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$N(y)$: 当該事業年度における管理運営経費。 $(\pi(y))$ は除く)

$N(y-1)$: 直前の事業年度における $N(y)$

σ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

α : 管理運営経費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

○業務経費 $Q(y)$

$$Q(y) = Q(y-1) \times \gamma(\text{係数}) \times \sigma(\text{係数}) \times \beta(\text{係数})$$

$Q(y)$: 当該事業年度における業務経費。 $(\pi(y))$ は除く)

$Q(y-1)$: 直前の事業年度における $Q(y)$

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

σ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β : 業務効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○人件費 $V(y)$

$$V(y) = V(y-1) \times \varepsilon(\text{係数}) \times \theta(\text{係数})$$

$V(y)$: 当該事業年度における人件費。 $(\pi(y))$ は除く)

$V(y-1)$: 直前の事業年度における $V(y)$

ε : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、

当該事業年度における具体的な係数値を決定。

θ ：人件費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当法人における退職手当及び公務災害補償費については、独立行政法人国立青少年教育振興機構役員退職手当規程及び独立行政法人国立青少年教育振興機構職員退職手当規程及び労働者災害補償保険法に基づいて支給することとなるが、その全額について別途運営費交付金で手当する。

○自己収入 $C(y)$

$$C(y) = C(y-1) \times \eta (\text{係数}) \times \zeta (\text{係数})$$

$C(y)$ ：当該事業年度における自己収入の見積額。

$C(y-1)$ ：直前の事業年度における $C(y)$

η ：収入調整係数。事業の見直し等による自己収入への影響等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ζ ：自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[注記]

1. 前提条件：運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算。

管理運営経費に係る効率化係数 α ： $\Delta 1\%$

業務経費に係る効率化係数 β ： $\Delta 1\%$

人件費効率化係数 θ ： ± 0

人件費調整係数 ε ： ± 0

業務政策係数 γ ： ± 0

消費者物価指数 σ ： ± 0

自己収入調整係数 η ： ± 0

自己収入政策係数 ζ ：令和8年度以降の年次見込に基づき試算

特殊業務経費 π ：各事業年度における所要額を勘案

2. 施設整備費補助金の算定

施設整備費補助金の金額は、令和8年度以降の施設・整備に関する計画に基づき試算している。

なお、このほか必要な整備等が発生した場合は追加で措置されることがあり得る。

令和8年度～令和12年度 収支計画

単位：百万円

区別	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進			青少年教育に関する施設及び団体等との相互連携・協力体制の構築・強化	青少年教育に関する調査研究	青少年教育団体が行う活動に対する助成	法人共通	合計
	青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	ナショナルセンターとして必要な体験活動等の充実	国立施設における研修事業の実施促進					
費用の部	4,449	4,767	9,488	1,498	2,497	10,323	21,277	54,299
経常費用	4,449	4,767	9,488	1,498	2,497	10,323	21,277	54,299
業務経費	4,324	4,633	9,221	1,456	2,427	10,295	0	32,355
一般管理費	0	0	0	0	0	0	20,994	20,994
減価償却費	125	134	267	42	70	27	283	949
収益の部	4,449	4,767	9,488	1,498	2,497	10,323	21,277	54,299
経常収益	4,449	4,767	9,488	1,498	2,497	10,323	21,277	54,299
運営費交付金収益	1,711	1,833	3,649	576	960	9,775	19,369	37,875
事業収入等	2,367	2,536	5,049	797	1,329	437	112	12,627
施設費収益	114	122	242	38	64	0	0	579
賞与引当金見返に係る収益	132	141	281	44	74	83	694	1,449
退職給付引当金見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	820	820
資産見返運営費交付金戻入	87	93	186	29	49	27	283	755
資産見返物品受増額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返寄附金戻入	38	41	81	13	21	0	0	194

(注) 区分ごとに表示単位未満で四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

令和8年度～令和12年度 資金計画

単位：百万円

区別	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進			青少年教育に関する施設及び団体等との相互連携・協力体制の構築・強化	青少年教育に関する調査研究	青少年教育団体が行う活動に対する助成	法人共通	合計
	青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	ナショナルセンターとして必要な体験活動等の充実	国立施設における研修事業の実施促進					
資金支出	5,039	5,399	10,747	1,697	2,828	10,212	19,481	55,403
業務活動による支出	4,078	4,370	8,698	1,373	2,289	10,212	19,154	50,175
投資活動による支出	961	1,029	2,049	324	539	0	0	4,902
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	326	326
翌年度への繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	5,039	5,399	10,747	1,697	2,828	10,212	19,481	55,403
業務活動による収入	4,078	4,370	8,698	1,373	2,289	10,212	19,481	50,501
運営費交付金による収入	1,711	1,833	3,649	576	960	9,775	19,369	37,875
事業収入等	2,367	2,536	5,049	797	1,329	437	112	12,627
投資活動による収入	961	1,029	2,049	324	539	0	0	4,902
施設整備費補助金による収入	961	1,029	2,049	324	539	0	0	4,902
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 区分ごとに表示単位未満で四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

施設及び設備に関する計画（その他業務運営に関する事項）

区別	予定額（百万円）	財源
国立青少年教育施設の防災・減災への対策等	2,864	独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費補助金
国立青少年教育施設の老朽再生整備（地方施設）	2,038	独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費補助金
計	4,902	

（注）施設整備費補助金の金額は、令和8年度以降の施設・整備に関する計画に基づき試算している。
なお、このほか必要な整備等が発生した場合は追加で措置されることがあり得る。